

# 平成30年台風第21号により被災された中小企業の皆様へ

「久御山町商工会中小企業等復興支援事業」は、被災された中小企業・小規模事業者の皆様の復旧・事業再開を支援します。

## 事業内容と補助限度額（補助率）

### （1）被災した施設の復旧等に対する補助（大規模な設備の更新等）

- ・補助率 15%以内（下限10万円 上限100万円）

※昨年度の台風第18号、21号、30年度の7月豪雨でも被災されている場合は、補助率25%以内、補助上限150万円にアップ。

- ・対象経費：事業所等の屋根・壁・床等の復旧、室外機・ボイラー等設備の買い替え・修繕、事業用車両の買い替え・修繕 等

### （2）被災した施設の小修繕等に対する補助（小規模な機器の修繕等）

- ・補助率 1/2以内（上限10万円）

- ・対象経費：店舗看板の修繕、ガラス修繕、機械等の修繕、店内清掃消毒経費 等

## 補助対象外経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

## 補助対象者

京都府内に事業所を有する中小企業等

※申請には、**市町村が発行する「被災（り災）証明書」**が必要です。「被災（り災）証明」がでない場合は、久御山町商工会にご相談下さい。

## 募集期間

平成30年10月22日（月）～平成30年12月25日（火）

（受付時間：平日9時～16時）

## 補助対象期間

被災日時以降に着手し、平成31年2月28日（木）までに終了する事業

## 申請先

久御山町商工会（郵送不可）

613-0036 京都府久世郡久御山町田井浜代5番地1 電話 075-631-6518

※申請書は商工会ホームページからダウンロード、もしくは商工会まで取りに来て下さい。<http://kumiyama.kyoto-fsci.or.jp/>

## その他

- ・保険で対応される場合は、重複して本補助金を申請できません。ただし、被害額全額を保険金でカバーできない場合は、保険分を除いた金額が補助対象金額になります。
- ・虚偽の申請が発覚した場合、補助金を返還していただきます。
- ・本事業申請された事業者のうち、小規模事業者の場合は、国の被災事業者支援用の「小規模事業者持続化補助金（補助率2/3、上限50万円）」にあわせて申請することが可能です。

裏面Q&A

## 久御山町商工会中小企業等復興支援事業費補助金 (平成30年 台風21号) Q & A

Q : 「大規模な設備の更新等」と「小規模な機器の修繕等」を組み合わせることは可能か？

A : 補助事業の内容が違えば可能です。

Q : 「小規模な機器等の修繕等」に例示されている看板の修繕などが高額になる場合、大規模での申請は可能か？

A : 可能です。

Q : 補助金と損害保険等の扱いはどのようにすべき？

A : 補助金の対象となるものに保険金が支払われる場合は、補助対象経費から保険金額を差し引いた額が、補助金の対象となります。

Q : 修繕が必要な箇所について、自分で資材を購入し対応した。その際に購入した材料費は対象となるか？

A : 対象となります。但し、ホームセンター等の領収書かレシート、修繕前後の写真等による確認が必要です。

Q : 車両の買い換えについて、車種をグレードアップする場合の補助対象経費の考え方は？(被災(り災)車両と同グレードの価格分のみ or グレードアップ後価格)

A : グレードアップ分については、全額対象外です。補助対象経費は被災(り災)車両と同グレードの価格分のみです。

Q : 防水シートが一部機能しておらず、水漏れが発生したため、防水シートの張り替えをしたのは対象となるか？

A : 軽微な補強も対象とする。また、事業所内の設備等に被害が生じて、事業再開に支障となる場合は対象。

Q : 事業所の屋根が飛ばされ、他人の車等を破壊した場合、補助対象となるか？

A : 自分の事業所の施設修繕は対象。他人の車等の修理代、弁済費用は対象外。

Q : 自宅兼店舗の場合の取扱いについて

A : 自宅部分は対象外。共有部分である店舗にかかる部分が対象。(按分します)

その他、ご質問がある場合、久御山町商工会にお尋ね下さい。  
電話 075-631-6518